

労働基準関係法令違反に係る公表事案

愛知労働局

最終更新日：令和5年10月1日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
(有)穂岳	愛知県新城市	R4.10.5	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第526条 労働者派遣法第45条	高さ1.5メートルをこえる箇所で作業を行うにあたり、派遣労働者が安全に昇降するための設備等を設けなかったもの	R4.10.5送検
高山軽金属工業(株)	愛知県碧南市	R4.10.19	労働安全衛生法第59条 労働安全衛生規則第36条	労働者につり上げ荷重が5トン未満のクレーンの運転業務を行わせるにあたり、特別教育を行っていないかったもの	R4.10.19送検
(株)中西製作所	愛知県刈谷市	R4.11.1	最低賃金法第4条	労働者3名に、1か月ないし3か月分の定期賃金合計約143万円を支払わなかったもの	R4.11.1送検
(株)シンセーコーポレーション	愛知県名古屋市中区	R5.1.23	最低賃金法第4条	労働者3名に、1か月分の定期賃金合計約33万円を支払わなかったもの	R5.1.23送検
サンユー工業(株)	愛知県一宮市	R5.2.22	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第158条	車両系建設機械(解体用つかみ機)と接触するおそれのある箇所に、労働者を立ち入らせていたもの	R5.2.22送検
(株)神谷商会	愛知県江南市	R5.3.9	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第519条	高さ約5mの屋根端部で囲い等の墜落防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの	R5.3.9送検
あおい交通(株)	愛知県小牧市	R5.3.10	労働基準法第32条	労働者6名に、36協定の延長時間を超える違法な時間外労働を行わせたもの	R5.3.10送検
(株)海部清掃 リサイクルセンター	愛知県あま市	R5.3.14	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第104条	機械の運転を開始する際、一定の合図を定めていなかったもの	R5.3.14送検
川藤電陶(株)	愛知県瀬戸市	R5.3.14	最低賃金法第4条	労働者1名に、2か月分の定期賃金合計約28万円を支払わなかったもの	R5.3.14送検
(有)ネオシステム	愛知県小牧市	R5.5.24	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の74	最大積載量5トン以上の貨物自動車から荷を卸す作業を行うときに、労働者に保護帽を着用させなかったもの	R5.5.24送検
(株)Up village	愛知県名古屋市中区	R5.6.2	最低賃金法第4条	労働者1名に、1か月分の定期賃金約18万円を支払わなかったもの	R5.6.2送検
(有)神企画	愛知県名古屋市中区	R5.7.14	最低賃金法第4条	労働者3名に、1か月分の定期賃金約26万円を支払わなかったもの	R5.7.14送検
日本空調サービス(株)名古屋支店 豊橋営業所	愛知県豊橋市	R5.8.14	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第524条	スレート等でふかれた屋根の上で、踏み抜き防止措置を講じることなく労働者に作業を行わせたもの	R5.8.14送検
(株)ドリーム	愛知県一宮市	R5.9.7	最低賃金法第4条	労働者1名に、1か月分の定期賃金約40万円を支払わなかったもの	R5.9.7送検
(有)アオキインターナショナルマーケティング	愛知県名古屋市中区	R5.9.15	最低賃金法第4条	労働者1名に、7か月分の定期賃金約140万円を支払わなかったもの	R5.9.15送検